

通信事務

通知番号 Notice NO.	
--------------------	--

郵便はがき

--	--	--

簡易書留

--	--	--

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

年 月 日		名宛人
差出人の氏名		
國 名	個 数	
郵便物の番号		
品 名		
通 貨		
価 格		
郵便物の種類		

税關 外郵出張所

(出張所所在地)

(電話番号)

国際郵便局

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続きを行って下さい。

税關への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用して下さい。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り話さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。

不明な点があれば、上記税關に問い合わせて下さい。受付時間は、（各郵便局の実情による）日曜日・祝日及び年末年始は閉庁です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読みください。

キ リ ト リ 線

通知番号	
------	--

連絡事項

保留カード
通知番号

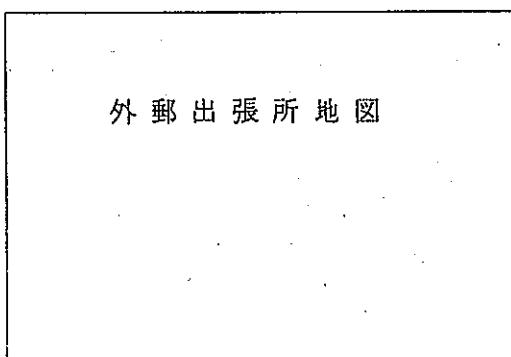
保留カード

通知番号

差 出 人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名 宛 人	
保 留 開 始	
出 庫	
備 考	

▼ 二〇〇〇年

- 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
 - 郵便物の内容を点検できる時間は、(各郵便局の実情による)です。
 - この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続きが遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
 - 輸入手続を終えた郵便物は、次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で納税のうえ郵便物と領収書をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便局での保管となりますので、郵便局の案内により郵便局にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取りください。



1

受付日